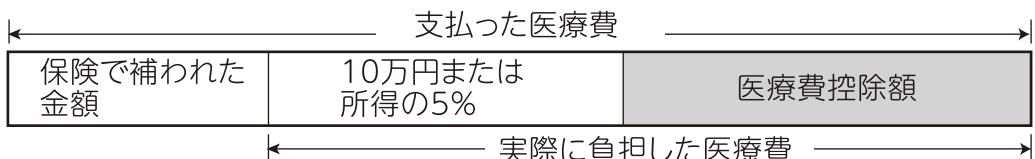


※1 医療費控除の受け方

所得税の年末調整を受けている方は、税務署に還付申告ができます(10頁参照)。その他の方は、申告時に医療費控除欄に記入します。いずれも医療費控除の明細書の添付が必要です。

医療費控除は《従来の医療費控除》《セルフメディケーション税制》のいずれかを選択して申告します。

《従来の医療費控除》



医療費控除が認められる医療費・認められない医療費

認められるもの	医師・歯科医師に支払った診療費・治療費、治療・療養のための医薬品の購入費、介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価、診療や治療などを受けるために直接必要なもので通院費用、入院の部屋代や食事代等及び医療用器具の購入費等。
認められないもの	医師などへの謝礼金、健康診断や美容整形の費用(健康診断により重大な疾病が発見され、引き続きその治療をした場合には、その健康診断のための費用は医療費控除の対象となります)、予防接種、健康食品の購入費、治療を受けるために直接必要としない眼鏡の購入費、通院のための自家用車のガソリン代、分娩のため実家へ帰る交通費等。

※詳細はお問い合わせください。

◆医療費が10万円未満の場合は?

Q:負担した医療費が10万円を超えないといと、医療費控除は受けられませんか?

A:10万円に満たなくても、医療費控除が受けられることがあります。所得金額が200万円未満の場合は、所得金額の5%を超えると受けられることになります。

《セルフメディケーション税制》

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)
(平成30年度～令和9年度の住民税)

特定健診やがん検診などの健康の維持増進や疾病の予防への取組を行っている方が、前年中にスイッチOTC医薬品(※)を購入し、その購入額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(限度額88,000円)を総所得金額等から控除します。この特例の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることができません。

※スイッチOTC医薬品 …… 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

※2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用について

日本国外に居住する親族(以下「国外居住親族」)に係る扶養控除(非課税限度額の算定のための16歳未満扶養親族を含む)の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出または提示が必要です。

提出または提示しようとする書類が外国語で作成されている場合は日本語による翻訳文が必要となります。

なお、令和6年度以降、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について要件が厳格化されます。日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち以下の1~3のいずれにも該当しないかたは扶養控除の適用対象外となります。

- 1 留学により非居住者となったかた
- 2 障害者
- 3 扶養控除を申告する納税義務者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けているかた

別表3

配偶者の 合計所得金額	本人(納税義務者)の合計所得金額		
	900万円まで	900万円超 ~950万円	950万円超 ~1,000万円
48万円超 ~100万円	33万円	22万円	11万円
100万円超 ~105万円	31万円	21万円	11万円
105万円超 ~110万円	26万円	18万円	9万円
110万円超 ~115万円	21万円	14万円	7万円
115万円超 ~120万円	16万円	11万円	6万円
120万円超 ~125万円	11万円	8万円	4万円
125万円超 ~130万円	6万円	4万円	2万円
130万円超 ~133万円	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

(3) 住宅ローン控除

① 住宅ローン控除とは

平成26年から令和7年までの間に入居し所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の住民税から控除する制度です。

確定申告や年末調整の資料から市区町村が住民税の住宅ローン控除額を計算できる仕組みとなっているため、原則として住民税用の申告は不要です。

② 住民税の住宅ローン控除額

次のアとイのうち、いずれか少ない額

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除できなかつた額

イ 所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を限度)

住宅に適用される消費税率が8%または10%(別表4参照)である場合は、所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を限度)

別表4 居住開始年月日別の控除額と控除適用期間

居住開始年月（日）	控除限度額	期間
平成26年から令和3年までの場合	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)	10年
平成26年4月1日から令和3年まで、かつ、特定取得（※1）に該当する場合	所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)	10年
令和元年10月1日から令和3年12月31日まで、かつ、特別特定取得（※2）に該当する場合	所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)	13年
令和3年1月1日から令和4年12月31日まで、かつ、特別特例取得（※3）に該当する場合	所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)	13年
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで、かつ、特別特例取得、特例特別特例取得に該当しない場合	所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)	※4

※1 特定取得とは、居住者の住宅の取得に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額が、8%または10%相当額である場合の住宅の取得等をいいます。

※2 特別特定取得とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額が、10%相当額である場合の住宅の取得等をいいます。

※3 特別特例取得とは、その住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます。

- ・新築（注文住宅）の場合 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
- ・分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

また、特別特例取得に該当する場合で、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下、かつ、床面積が40m²以上50m²未満の住宅の取得を、特例特別特例取得といいます。

※4 住宅の取得が認定住宅等（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅）の新築または建築後使用されたことのないもの、若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合は13年、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるもの、または認定住宅等以外の場合は10年となります。

（4）寄附金税額控除

① 対象となる寄附金

- ア 都道府県・市区町村（※特例控除対象）に対する寄附金（ふるさと納税）
- イ 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部、都道府県・市区町村（※特例控除対象以外）に対する寄附金
- ウ 区民税の控除の対象となる寄附金として中野区が指定したもの
 - ・区内に幼稚園、短期大学、大学、幼保連携型認定こども園を設置する学校法人（区内に設置する当該学校等の業務に関連するものに限ります。）
 - ・区内に主たる事務所を有するまたは施設を運営する社会福祉法人（主たる事務所が区外にある場合は、区内で運営する施設に関連するものに限ります。）
 - ・区内に主たる事務所を有するまたは施設を運営する更生保護法人（主たる事務所が区外にある場合は、区内で運営する施設に関連するものに限ります。）

工 都民税の控除の対象となる寄附金として東京都が指定したもの

- ・ 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの(所得税法第78条第2項第2号)
- ・ 特定公益増進法人(例:学校法人、社会福祉法人など)に対する寄附金(所得税法第78条第2項第3号)
- ・ 認定NPO法人、特例認定NPO法人(仮認定NPO法人)に対する寄附金(租税特別措置法第41条の18の2)

上記のうち、都内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金が、都民税の控除の対象です。

※ 令和元年6月1日以降、総務大臣が指定した都道府県・市区町村への寄附金に限り特例控除が適用されます。総務大臣が指定した都道府県・市区町村については総務省のホームページでご確認ください。

② 対象となる寄附金の支出時期

令和5年中に支出した寄附金が、翌年度分の特別区民税・都民税(住民税)から控除されます。(寄附を行った翌年度の住民税から控除されます。)

③ 控除の手続き

確定申告(確定申告の必要がない方は、住民税の申告)を行ってください。

ただし、次の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける場合は、確定申告や住民税の申告は不要です。

④ ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の義務のない給与所得者等の方がふるさと納税を行う場合に、一定の条件の下、ふるさと納税先の地方団体に申請することにより、確定申告をせずに寄附金控除の適用を受けることができます。この特例の適用を受ける場合は、寄附金控除による所得税減額分に相当する額が、申告特例控除額として住民税から控除されます。

※ 確定申告・住民税申告をする場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることはできません。この場合、寄附金控除(所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除)の適用を受けるためには、申告書にふるさと納税の寄附金控除に関する事項を記載し、ふるさと納税の領収書を添付する必要があります。

(5) パート収入と税金

パートの収入は給与所得となります。非課税となる収入限度額は、所得税と住民税で異なります。

< 所得税 >

パート収入103万円までは、所得税はかかりません。103万円の給与収入を所得に換算すると48万円になり(14頁参照)、課税計算上、合計所得金額2,400万円以下の場合の基礎控除額48万円をここから差し引くと、課税対象になる所得(課税標準額)がゼロになるためです。

< 住民税 >

パート収入100万円までは、住民税はかかりません。100万円を所得に換算すると45万円となり(14頁参照)、住民税の非課税限度額45万円(24頁参照)と一致するためです。

パート収入	本人に税金がかかるかどうか		夫(または妻)が配偶者控除・配偶者特別控除を受けられるか	
	住民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税	○	×
100万円超～103万円以下	課税	非課税	○	×
103万円超～201万6千円未満	課税	課税	×	○
201万6千円以上	課税	課税	×	×

◆扶養に入るとは?

Q: 例えば「妻が夫の扶養に入る」とは?

A: 税法上では、夫が税の申告をする際に配偶者控除の適用を受けることをいいます。ただし、配偶者控除が認められるのは、夫(納税義務者)の合計所得が1,000万円以下で、妻の1年間の所得が48万円以下の場合です。これを給与収入に換算すると103万円以下になります。

※ 以上は税法上の扶養についてであり、健康保険組合や会社の手当てなどという扶養とは異なる場合があります。

(6) 退職したときの住民税

① 給与から住民税を差し引かれていた方

個人の住民税は、前年中の所得に基づき、区が税額を決定します。1年間の住民税は、6月から翌年5月まで12回に分けて給与から差し引かれ、給与支払者(会社など)を通して区へ納入されます。

年の途中で退職される場合、5月までの残りの住民税を納める方法には次の2つがあります。

ア 給与支払者(会社など)が、残りの住民税を退職時にまとめて差し引いて、一括納入する方法

- ・ 6月1日から12月31日までの間に退職する場合は、退職する方が会社に申出をすれば、給与支払者が最後の給与・退職金等から翌年5月までの住民税をまとめて差し引いて、一括納入することができます。
- ・ 1月1日から4月30日までの間に退職する場合は、原則として給与支払者が最後の給与・退職金等から5月までの住民税をまとめて差し引いて、一括納入します。

イ 個人で納める方法

給与・退職金等から差し引いて納入されなかった住民税の残りは、個人で納めることになります。

6月・8月・10月・翌年1月の各末日が納期限の4回払いですが、年の途中から個人で納める方法に切り替えた場合は、その時点で間に合う納期の回数に分割されます。例えば、9月に個人払いに切り替えた場合、10月末日納期限の3期目に間に合いますので、残りの住民税は2回に分けて納めることになります。

② 会社を退職した翌年の住民税

個人の住民税は、前年中の所得に対してかかります。会社などを退職された方については、前年に退職するまで所得があつたため、住民税がかかることがあります。

③ 退職金等にかかる住民税

退職金等に対しても住民税はかかりますが、税計算は他の所得とは別に行い、退職した年の1月1日現在の住所地で課税されます。退職金等の支払者が住民税の額を計算して、退職金等の支払いの際に特別徴収して、退職金等の支払日の翌月10日までに納めます。

④ 退職金の税計算は?

退職金等から退職所得控除額を差し引いた額の2分の1が退職所得の金額となります。

なお、勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得は「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」です。

また、勤続年数5年以下の法人役員等以外の場合、「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」のうち300万円を超える部分については、2分の1とする措置を適用しません(24頁参照)。

※1 退職所得控除額

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

* 障害者になったことによって退職した場合は、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

* 勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年と計算します。

※2 退職所得に対する税額 (特別徴収すべき税額)

区 分	計 算 式
特別区民税	退職所得 × 税率(6%)
都民税	退職所得 × 税率(4%)

ア 退職所得の金額に、1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

イ 税額を計算する場合、計算途中の端数処理は行わないで、特別区民税及び都民税に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てます。この端数を切り捨てた額が、特別徴収すべき税額になります。

令和4年1月1日以後に支払われる退職金等について

令和4年1月1日以後に支払われる退職金等について令和3年度税制改正により、以下のとおり計算方法が変更されました。

対象者	勤続年数5年以下の法人役員等以外
内 容	「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」のうち300万円を超える部分については退職所得の金額の計算上、2分の1とする措置を適用しません。

(7) 住民税がかからない場合

① 次に該当する方は、住民税がかかりません

- ア 生活保護法による生活扶助を受けている方
- イ 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の方で、前年の合計所得が135万円以下の方
※合計所得135万円は、給与収入に換算すると約204万円です。
- ウ 前年の合計所得が、次の計算式により得られた金額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{本人}\cdot\text{同一生計配偶者}\cdot\text{扶養親族の人数}) + 10\text{万円} + 21\text{万円}$$

※同一生計配偶者・扶養親族がいない場合の住民税がかからない限度額は45万円。

② 次に該当する方は、住民税のうち所得割額がかかりません

前年の総所得金額等が、次の計算式により得られた金額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{本人}\cdot\text{同一生計配偶者}\cdot\text{扶養親族の人数}) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$$

※同一生計配偶者・扶養親族がいない場合の所得割額がかからない限度額は45万円。

※1 ①、②の扶養親族には、16歳未満の方も含まれます。

※2 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。



(8) 住民税の具体的な計算方法

<例> 中野A男さんの家族

年齢	給与収入額
A男さん(会社員) 43歳	760万円
妻 (パート) 42歳	86万円
長男 (大学生) 20歳	なし
次男 (高校生) 17歳	なし
社会保険料の支払額	42万円
生命保険料の支払額	
一般の生命保険料(平成24年1月1日以後に契約)の支払額	12万円
介護医療保険料(平成24年1月1日以後に契約)の支払額	3万円
個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約)の支払額	9万円
地震保険料の支払額	2万円

中野A男さんの住民税は次のようにして計算します。

所得	給与収入を所得に換算すると、(14頁)	574万円	… A
控除	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料控除(16頁) ・生命保険料控除(16頁) 　一般の生命保険料(新契約分)に係る控除額 　介護医療保険料に係る控除額 　個人年金保険料(旧契約分)に係る控除額 　2万8千円+2万1千円+3万5千円 > 7万円 ・地震保険料控除(16頁) ・配偶者控除(17頁) 　妻の所得は31万円(14頁) 　48万円以下につき税法上の扶養の範囲内にあるので 　・扶養控除(17頁) 　　配偶者控除額 ⇒ 33万円④ 　　長男は特定扶養 ⇒ 45万円⑤ 　　次男は一般扶養 ⇒ 33万円⑥ ・基礎控除(17頁) 控除額の合計は、 ①～⑦より 	42万円① 2万8千円 2万1千円 3万5千円 7万円 ② 1万円 ③ 33万円④ 45万円⑤ 33万円⑥ 43万円⑦ 204万円	… B
	課税対象額(課税標準額)は、所得合計(A)−控除合計(B)	370万円	
住民税額	<p>調整控除前所得割額 都民税 370万円 × 4% = 148,000円 区民税 370万円 × 6% = 222,000円</p> <p>調整控除(11頁)(5万+18万+5万+5万)−(370万円−200万)<5万円 よって、 都民税 5万円×2% = 1,000円 区民税 5万円×3% = 1,500円</p> <p>調整控除後所得割額 都民税 148,000 − 1,000 = 147,000円 区民税 222,000 − 1,500 = 220,500円</p> <p>住民税 都民税 147,000 + 1,000(均等割額) = 148,000円 区民税 220,500 + 3,000(均等割額) = 223,500円</p> <p>森林環境税 1,000(国税) = 1,000円</p>	148,000円 222,000円 1,000円 1,500円 147,000円 220,500円 148,000円 223,500円 1,000円 372,500円	